

富田林市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金 申請ガイド（兼 支給要領）

一般社団法人大阪府トラック協会 東大阪支部

一般社団法人大阪府トラック協会東大阪支部（以下「東大阪支部」という。）は、コロナ禍から続く燃料油価格の高騰が一向に収束しない中、経営状況の厳しい富田林市内のトラック運送事業者に対し、持続的に安定した経営を図ることを目的として、富田林市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を支給します。

I. 申請要件の概要

申請受付期間	令和5年8月16日（水）～ 令和5年9月29日（金） ※令和5年9月29日（金）までの消印有効
支給対象者	資本金または出資の総額が3億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人事業主であって、次の①または②の要件に該当する者（※みなし大企業を除く） ① 令和5年7月31日において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条で規定する一般貨物自動車運送事業の許可、または同法第35条で規定する特定貨物自動車運送事業の許可を得て、当該許可に係る営業所（同法第9条で規定する認可営業所を含む。）を富田林市内に設置の上、当該営業所に登録されている事業用貨物自動車を使用し、申請後も引き続き運送事業を営んでいること。 ② 令和5年7月31日において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第36条で規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行い、その届出にかかる営業所を富田林市内に設置の上、当該営業所に登録されている事業用貨物自動車（四輪の軽自動車に限る。）を使用し、申請後も引き続き運送事業を営んでいること。
支給対象車両	令和5年7月31日において、支給対象者が富田林市内の営業所で登録し、適法に使用する事業用貨物自動車 ※ただし、被牽引車など原動機を有しないものや、三輪以下の車両（二輪車、原動機付自転車など）は除く。
補助金の額	支給対象車両1台あたり10,000円

申 請 書 類	① 富田林市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金支給申請書(様式1) ② 事業用貨物自動車申請一覧表(様式2) ③ 誓約・同意書(様式3) ④ 申請車両の「自動車検査証記録事項(写し)」または「自動車検査証(写し)」 ⑤「貨物軽自動車運送事業経営(変更等)届出書」で、直近の車両台数を届け出たもの(写し) ※貨物軽自動車運送事業者のみ
申 請 方 法	郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」で郵送してください。 【郵送先】 〒577-0046 東大阪市西堤本通西1丁目1番36号 一般社団法人 大阪府トラック協会 東大阪支部 宛 【電 話】 06-6788-8281

Ⅱ. 申請要件Q & A (質問と回答)

【支給対象者】

問1. 事業協同組合は申請できますか？

(回答) 申し訳ないですが、事業協同組合や企業組合、社団法人、財団法人、NPO法人などは申請の対象外です。ただし、それらに加入する組合員や会員については、支給要件に該当する場合、申請できます。

問2. みなし大企業は支給対象外とのことですが、みなし大企業とは何ですか？

(回答) みなし大企業とは、おおまかにいうと、大企業の傘下に属する中小企業のことです。具体的には、中小企業基本法第2条に定められた中小企業に該当しながら次の各号の要件に該当するため、国や地方自治体による中小企業支援を目的とした各種助成金制度の対象外とされる場合がある中小企業のことをいいます。

- ① 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数または出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

問3. 登記上の本社が兵庫県にあります、申請できますか？

(回答) 事業用貨物自動車を登録している営業所が富田林市内にあれば、申請者の本社所在地にかかわらず、申請できます。

問4. 富田林市内に本社(登記上の本店)はありますが、本社では事業用貨物自動車を登録しておらず、運送業を行う営業所は市外にある場合、申請できますか？

(回答) 富田林市内の営業所に登録された事業用貨物自動車に対し、燃料高騰対策として補助金を支給するという趣旨ですので、申請できません。

問5. 令和5年8月1日に富田林市内の営業所が認可され、その日にトラックを5台登録

したのですが、申請できますか？

(回答) 令和5年7月31日時点における同市内の営業所での稼働実績が前提となっているため、申し訳ないですが、申請できません。

【支給対象車両】

問6. 令和5年8月1日に富田林市内の営業所で登録した事業用貨物自動車は補助金の対象とならないのですか？

(回答) 令和5年7月31日までに富田林市内の営業所で登録された車両が対象ですので、申し訳ないですが、支給対象外となります。

問7. リース車両は支給対象となりますか？

(回答) 車両の所有者と使用者が異なる場合、使用権原を有する使用者が支給対象者となりますので、使用者によるリース車両の申請は可能です。

問8. バイク便は申請できますか？

(回答) 申し訳ないですが、三輪以下の車両は申請の対象となりません。

問9. 電子車検証を発行されましたが、電子車検証のコピーの提出ではダメですか？

(回答) 電子車検証には使用の本拠の位置や有効期間の満了する日など審査に必要な項目が記載されていませんので、同時に交付された自動車検査証記録事項のコピーを提出してください。

Ⅲ. 申請手続き等

1. 申請書類

次に掲げる申請書類を提出してください。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

申 請 書 類

① 富田林市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金支給申請書（様式1）

- 住所は、法人については登記上の本店所在地を、個人については住民票上の住所を記入してください。
- 事業者名は、個人が屋号など通称名を使用している場合、その名称を記入してください。
- 代表者名は、法人については代表者の役職と氏名を、個人については氏名を記入してください。印鑑は、個人については個人の印を、法人については代表者印（丸判）を押印してください。
- 振込口座は通帳と照合の上、正確な名義人を記載してください。
- 申請車両数は、事業用貨物自動車申請一覧表（様式2）の台数と一致します。
- 補助金の申請は、1事業者あたり1回限りですので、申請前に内容をよく確認した上で提出してください。特に、富田林市内に複数の営業所がある場合は、1回にまとめて申請してください。

② 事業用貨物自動車申請一覧表（様式２） ○ 令和５年７月３１日時点において、富田林市内の営業所で登録している自動車が対象です。 ○ 被牽引車など原動機を有しないものや、三輪以下の車両（二輪車、原動機付自転車など）は補助金申請の対象外です。
③ 誓約・同意書（様式３） ○ 全ての誓約・同意事項を確認し、誓約日を記入の上、署名してください。 ○ 氏名は必ず自署してください。
④ 申請する車両に係る自動車検査証記録事項（写し）または自動車検査証（写し） ○ 電子車検証を発行されている車両には「自動車検査証記録事項」というＡ４縦の書類も一緒に発行されているのでその写しを、電子車検証をまだ発行されていない車両には自動車検査証の写しを提出してください。 ○ 「交付年月日」欄が令和５年７月３１日以前で、かつ「有効期間の満了する日」欄が令和５年７月３１日以後の車両が支給対象となります。
⑤ 貨物軽自動車運送事業経営届出書または貨物自動車運送事業経営変更等届出書で、直近の車両台数を届け出たもの ○ 貨物軽自動車運送事業者のみ提出してください。

２ 申請方法

郵便物の追跡可能な「レターパックライト」で郵送してください。

※「レターパックライト」を投函される際は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。

※申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請書類の一部のみを提出された場合は、審査ができません。必要な修正や不足している書類の追加を行った上で再度「レターパックライト」で申請受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、審査を行います。

３ 支給方法

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、補助金の支給を決定し、様式１によりご指定いただいた口座に支払います。また、申請者の金融機関口座への振込をもって支給決定の通知とします。

Ⅳ. その他

- 事業譲渡・承継、法人成り、合併・分割などがあった（ある）事業者は、申請前に個別に東大阪支部へご相談ください。
- 補助金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を

満たさないことが発覚した場合は、東大阪支部は補助金の支給決定を取り消します。この場合、支給した補助金を東大阪支部に返還していただきます。

また、偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、富田林市および富田林警察署に情報提供の上、刑事告訴します。

- 3 補助金支給事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、東大阪支部は、申請内容および事業に関する検査や報告または是正のための措置を求めることがあります。
- 4 提出された申請書類一式は、富田林市にも提供します。
- 5 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、東大阪支部が補正をすることがあります。
- 6 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書および提出資料に記載された情報を、直接または富田林市を通じて他の行政機関等に提供する場合があります。
- 7 他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するために必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書および提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接または富田林市を通じて提供することがあります。
- 8 東大阪支部または富田林市に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、直接または富田林市を通じて、申請書および提出資料に掲載された情報を提供することがあります。
- 9 東大阪支部は、前2項に掲げる場合を除き、提出いただいた申請書類に記載された情報を、本補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- 10 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、東大阪支部が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給決定を取り消します。
- 11 補助金の申請内容を確認するため、根拠書類について、後日、調査させていただく場合がありますので、10年間大切に保存しておいてください。

V. 申請等に関するお問い合わせ先および郵送先

一般社団法人 大阪府トラック協会 東大阪支部

住所：〒577-0046 東大阪市西堤本通西1丁目1番36号

電話：06-6788-8281 FAX：06-6788-8014